

○コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件

(平成十二年五月三十一日)

(建設省告示第千四百五十号)

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十一条及び第九十七条の規定に基づき、コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を次のように定める。

コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第九十一条第一項に規定する異形鉄筋として異形棒鋼又は再生棒鋼を用いる場合のコンクリートの付着に対する長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、次のとおりとする。

一 長期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、鉄筋の使用位置及び令第七十四条第一項第二号に規定するコンクリートの設計基準強度（以下「設計基準強度」という。）に応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した数値とする。ただし、コンクリート中に設置した異形鉄筋の引抜きに関する実験によって付着強度を確認した場合においては、当該付着強度の三分の一の数値とすることができる。

鉄筋の使用位置		設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	
		二二・五以下の場合	二二・五を超える場合
(一)	はりの上端	$(1/15) F$	$0.9 + (2/75) F$
(二)	(一) に示す位置以外の位置	$(1/10) F$	$1.35 + (1/25) F$

この表において、Fは、設計基準強度を表すものとする。

二 短期に生ずる力に対する付着の許容応力度は、前号に定める数値の二倍の数値とする。

第二 令第九十一条第一項に規定する設計基準強度が一平方ミリメートルにつき二十一ニュートンを超えるコンクリートの長期に生ずる力に対する引張り及びせん断の各許容応力度は、設計基準強度に応じて次の式により算出した数値とする。ただし、実験によってコンクリートの引張又はせん断強度を確認した場合においては、当該強度にそれぞれ三分の一を乗じた数値とすることができる。

$F_s = 0.49 + (F/100)$

(この式において、Fs及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Fs コンクリートの長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメート

ルにつきニュートン)

F 設計基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン))

第三 令第九十七条に規定する異形鉄筋を用いた場合のコンクリートの付着に対する材料強度は、第一第一号に定める数値の三倍の数値とする。

2 令第九十七条に規定する設計基準強度が一平方ミリメートルにつき二十一ニュートンを超えるコンクリートの引張り及びせん断に対する材料強度は、第二に定める数値の三倍の数値とする。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。